定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、平成三十年三月三十一日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月十四日

北海道夕張市南清水沢二丁目二一番地
株式会社北沢食品工場
代表取締役　谷全　悦夫

合併につき株券等提出公告

左記会社は、株式会社雪国まいたけと合併して解散することにいたしましたので、左記会社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月十四日

新潟県南魚沼市余川八九番地
株式会社雪国商事
代表取締役　金井　哲

新潟県南魚沼市今町一一〇七番地一
株式会社今町興産
代表取締役　大津　博

株式移転につき株券等提出公告

当社は、エヌエスケイホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月二日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月十四日

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番三号
日本ソフトウエア株式会社
代表取締役　矢島　博

限定承認公告

本籍千葉県鴨川市天津一九二〇番地、最後の住所東京都品川区豊町二丁目一〇番九号高沢荘D号室　被相続人　亡　田村　嘉規

右被相続人は平成二十九年十月三十一日死亡し、その相続人は平成三十年二月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

千葉県八千代市勝田台二丁目一二番地三レクセルマンション勝田台一〇八号
限定承認者　内藤　康子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市旭区笹野台一丁目一二六番地一四、最後の住所神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境一一三番地二　サニークレスト二〇二　被相続人　亡　清水　春雄

右被相続人は平成二十九年十月三日死亡し、その相続人は平成三十年一月二十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

神奈川県横浜市旭区さちが丘一九〇番地一グレーシアガーデン南万騎が原四〇九号
限定承認者　清水　勇雄

限定承認公告

本籍大阪府大阪市浪速区塩草三丁目五番地、最後の住所京都市右京区西京極西川町七番地一　被相続人　亡　武曽　令子

右被相続人は平成二十九年十月四日死亡し、その相続人は平成三十年一月三十日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

京都市右京区西京極西川町七番地一
限定承認者　中島　広子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年三月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成三十年二月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーN館
山田不動産コンサルティング株式会社
代表取締役　岡本　清秀

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月十二日

掲載頁　五十七頁（号外第一二三号）

平成三十年二月十四日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
ＫＲＦ５８特定目的会社
取締役　石本　忠次

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金十六億二千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年七月二十七日付官報の号外第一六三号八十六頁に掲載されています。

平成三十年二月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号
トライアングル特定目的会社
取締役　沼澤　勝義

訂正公告

平成三十年二月八日（号外第二十七号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「被相続人　亡　黒木日出夫」とあるは、「被相続人　亡　黒木日出夫」の誤りにつき訂正します。

平成三十年二月十四日

扱　店

正　誤

平成三十年一月二十六日（号外第十六号）公布内閣府令第三号（企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令）

（印刷誤り）

六ページ、四八ページ、五七ページ、八三ページ、九四ページ及び一〇三ページ表中改正後欄(5)【大株主の状況】表中及び同各ページ表中改正前欄(6)【大株主の状況】表中「所有株式数（株）」の誤り。

三九ページ及び六一ページ表中改正後欄第３【株主の状況】表中及び同各ページ表中改正前欄第３【株主の状況】表中「所有株式数(株)」の誤り。

六四ページ及び七三ページ表中改正後欄(6)【大株主の状況】表中及び同各ページ表中改正前欄(7)【大株主の状況】表中「所有株式数（株）」の誤り。

八〇ページ表中改正後欄３【株主の状況】表中及び同ページ表中改正前欄３【株主の状況】表中「所有株式数(株)」は「所有株式数（株）」の誤り。

一〇八ページ表中改正後欄(2)【大株主の状況】表中及び同ページ表中改正前欄(2)【大株主の状況】表中「所有株式数(株)」は「所有株式数（株）」の誤り。

一一〇ページ表中改正後欄中二行目「売出価額を」は「売出価額を」の誤り。

一四二ページ表中改正後欄①【大株主】表中及び同ページ表中改正前欄①【大株主】表中「所有株式数(株)」は「所有株式数（株）」の誤り。

一四二ページ表中改正後欄②【役員】表中及び同ページ表中改正前欄②【役員】表中「所有株式数(株)」は「所有株式数（株）」の誤り。

一四三ページ表中改正後欄中一一行目から一二行目及び同ページ表中改正前欄中一一行目から一二行目「所有株式数(株)」は「所有株式数（株）」の誤り。

一四三ページ表中改正前欄中一四行目及び同ページ表中改正後欄中一六行目「単元未満株式の状況(株)」は「単元未満株式の状況（株）」の誤り。

平成二十九年十二月十五日（号外第二百七十二号）公布人事院規則九―八―八四（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）

（原稿誤り）

六〇ページ下段九行目の

「 98 」を「 100 」に

「 95 / 98 」を「 95 / 100 」に

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十四日付第三〇号六四　ページ●同日付政府調達第二八号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）